

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

障害のある人も地域で安心して暮らし、地域の一員としてともに生きる社会を目指し、自らの望む地域生活を営むことができるよう、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成28年6月に公布され、施行後3年を目途として検討を加え、必要な措置を講ずることとされました。このことから、見直しの基本方針を「障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり」、「社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズのきめ細やかな対応」、「持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現」の3つを柱とし、関連する審議会等の議論を踏まえつつ、社会保障審議会障害者部会において審議を重ね、令和4年6月に報告書を取りまとめました。また、平成26年に日本が批准した国連の「障害者の権利に関する条約」について、ジュネーブにある国連本部で障害者の権利に関する委員会による初めての審査が行われ、日本の取り組みに対し、総括所見により各条文に関する勧告が出されました。

これらのことを踏まえ、社会保障審議会障害者部会での議論を経て、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和5年こども家庭庁・厚生労働省告示第1号）（以下「国の基本指針」といいます。）が告示され、令和6年度から令和8年度までの障害福祉計画及び障害児福祉計画を作成するに当たって即すべき事項が示されました。

本市では、国の基本方針に即し、第7期流山市障害福祉計画（以下「第7期障害福祉計画」といいます。）及び第3期流山市障害児福祉計画（以下「第3期障害児福祉計画」といいます。）を策定します。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、前計画（第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画：令和3年度～令和5年度）の実績と今後の課題を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3年間におけるサービス提供体制の確保や推進のための取り組みを定めるとともに、障害福祉サービス及び障害児通所支援等に必要な供給量を見込むことを目的とします。

2 計画の位置づけと他の計画との関係

（1）計画の位置づけ

各計画の位置づけについては、以下のとおりです。

ア 第7期障害福祉計画

障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するものです。

この計画は、国の基本指針及び県障害福祉計画に即したものとします。

イ 第3期障害児福祉計画

児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」として策定するものです。この計画は、国の基本指針及び県障害福祉計画に即したものとします。

(2) 他の計画との関わり

ア 流山市地域福祉計画

社会福祉法第107条の規定に基づいて策定された計画で、地域福祉を総合的に推進していくための基本的な指針を示したものです。本市の福祉分野における上位計画と位置づけています。

障害者・児に関わる部分として、特に包括的な支援体制の推進、多様な人・生き方の理解と受容、権利擁護の推進、その他障害者・児の支援についての方向性や今後の取り組みが示されています。第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、流山市地域福祉計画で示された部分における事業の実効性や具体的な数値目標をまとめています。

イ (仮称) 流山市重層的支援体制整備事業実施計画

社会福祉法第106条の5の規定に基づき策定される計画で、複雑・複合化したニーズに対応するため、介護、障害、子ども、生活困窮の各支援機関が連携して支援する体制の構築を目指し策定するものです。

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画では、障害分野における重層的支援体制の構築のため、相談支援体制の強化を図り、介護、子ども、生活困窮等の各支援機関との連携に関して取り組んでいきます。

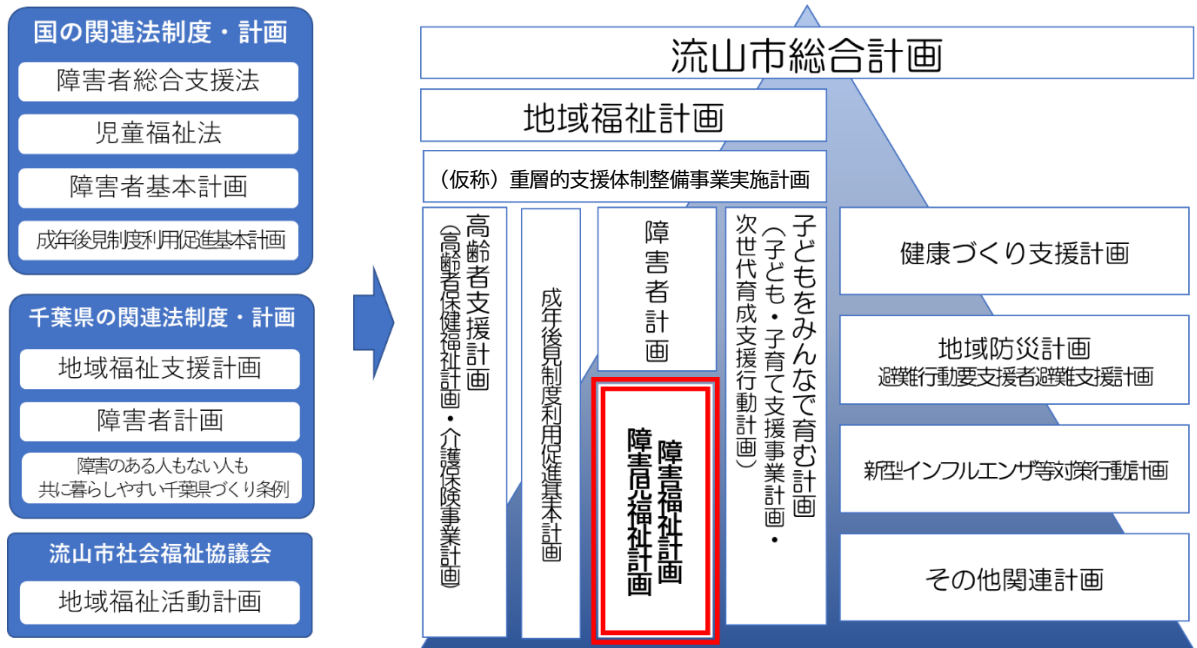
ウ 流山市障害者計画

障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、本市の障害者施策全般に関する基本的な計画として位置づけ、総合的かつ計画的に推進するための理念や方向性を定めています。「流山市総合計画(基本構想・基本計画)」、「流山市地域福祉計画」の部門計画として策定しています。

エ 流山市成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の規定に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるものです。

本市では、成年後見制度利用促進をはじめとする権利擁護支援の体制整備を行うことを目的に第9期流山市高齢者支援計画と一体的に策定するとともに、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画とも整合性を図っています。



【各計画との関係イメージ】

3 基本的理念

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画では、「第6次障害者計画」の基本理念である『共に生き、共に築く、私たちのまち一流山』を共有し、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会を目指します。また、国が掲げる基本指針と整合を図り、次に掲げる点を基本的理念とします。

(1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障害者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害者等が必要とする障害福祉サービス等の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害者等が地域で障害福祉サービスを受けることができるよう、障害福祉サービスの対象となる障害者等に対してサービスの充実を図ります。

また、発達障害者及び高次脳機能障害者については、従来から精神障害者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを引き続き周知し、障害福祉サービスの活用を促すとともに、難病患者等への支援を明確化していきます。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障害者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障害者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO等によるインフォーマルサービスの提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組

障害の有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う、誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう地域共生社会の実現に向けた社会づくりを推進します。

また、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。その際、次に掲げる支援を一体的に実施する新たな事業を活用し、体制整備を進めます。

- (ア) 地域の様々な相談を受け止め、自ら対応又はつなぐ機能、多機関協働の中核の機能及び継続的につながり続ける伴走支援を中心的に担う機能を備えた相談支援
- (イ) 相談支援と一体的に行う就労支援、居住支援など、多様な社会参加に向けた支援
- (ウ) ケアし支え合う関係性を広げ、交流や参加の機会を生み出すコーディネート機能及び住民同士が出会い参加することのできる場や居場所の確保の機能を備えた支援

(5) 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児支援を行うにあたっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実とライフステージに沿って、地域の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する地域支援体制の構築を図ります。

さらに、障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるというインクルージョンの考え方にに基づき、地域社会への参加を推進します。

また、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児（以下「医療的ケア児」といいます。）が保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を要する者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

(6) 障害福祉人材の確保・定着

障害者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供する体制の確保と併せてそれを担う人材の確保と定着を図ることが必要です。そのためには、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職場のハラスメント対策や ICT 等の導入による業務の効率化について関係機関等と協力して取り組めます。

(7) 障害者の社会参加を支える取組定着

障害者の地域における社会参加を促進するため、合理的配慮や環境整備を行いながら、障害者が文化芸術等の多様な活動に参加する機会の確保等、障害者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。また、点字図書、拡大図書や電子書籍の普及を通じ、視覚障害者等の読書環境の充実を図るとともに、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等を行います。

4 計画期間

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度の3年間とします。

